

## 当社におけるアスベスト（石綿）補償金について

AGC 株式会社

当社におけるアスベスト（石綿）補償金支払い規定は、当社勤務中にアスベストを吸引したことに起因して中皮腫または肺がん等に罹患し、労災認定を受けた元従業員に対して補償金の支払いを行います。

### 補償金について

#### (1) 補償金支給対象者

以下の全ての条件を満たす場合

- ・当社に1年以上勤務し、アスベストの吸引に起因して中皮腫または肺がん等に罹患し、労災認定を受けた当社の元従業員であること
- ・労災認定の根拠となる粉塵職歴が、当社のものであること
- ・本人またはその家族が、当社に対して何らかの損害賠償請求を行っていること

#### (2) 支給金額

区分	補償金
アスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患し、労災認定された場合	2200 万円
アスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患して労災認定された者がそのことが原因で死亡した場合、及びアスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患してそのことが原因で死亡し、その後、労災認定された場合	3300 万円

#### ◎ 本件に関するお問合せ先

AGC 株式会社 人事部 人事グループ

フリーダイヤル：0120-78-5086

◀月～金曜日（祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク除く） 9:30～12:00 13:00～17:00▶